

KITAGIN NEWS RELEASE 2005

平成17年8月10日

報道機関各位

岩手県盛岡市中央通一丁目6番7号

株式会社北日本銀行
経営企画部

きたぎんCLO（ロ-ン担保証券）商品概要決定のお知らせ

北日本銀行（頭取：佐藤安紀）は、中小公庫の『第2回地域金融機関CLO』に参加し、CLO（ロ-ン担保証券）の手法を活用した中小企業向け融資を実施することとしております。（平成17年6月30日発表）

今般、本件の商品概要が決定し、9月1日より募集を開始いたしますので、下記のとおりお知らせ致します。

*対象者となるお客様

青色申告者であり、法人税、社会保険料に未納がない事
業歴3年以上である事
債務超過でない事
直近決算で経常利益及び、当期利益を計上している事
上記の項目を充足した方で当行と中小公庫の審査承認をうけた方

*融資条件等

資金用途	設備資金・運転資金（金融機関の返済資金は不可）
融資金額	10百万円～50百万円（100万円単位） ただし申込額の月商倍率が1.2倍以内
融資利率	当行所定の固定金利
申込期間	平成17年9月1日～平成17年11月2日
融資実行予定	平成17年12月下旬（予定） なお、融資実行日以前にお客様の資金需要が発生した場合は、当行でつなぎ融資についても、ご相談を承ります。
期間/返済方法	3年/3ヶ月毎元金均等返済（償還回数12回）
担保/保証人	第三者保証なし（代表者のみ）
証券化費用	ご融資金額の1%程度（予定）
その他	中途解約・期限前返済・条件変更の禁止

詳細については、別添ファイル「きたぎんCLO融資のご案内」をご覧ください。

【本件についてのご照会先】

株式会社北日本銀行営業企画部 担当 小寺・沼沢

TEL : 019 - 626 - 6467

FAX : 019 - 629 - 9311

きたぎんCLO融資のご案内

CLO融資の概要

1. 本CLO融資は、証券化の手法を用いて、無担保・第三者保証なしの資金をご提供するものです。
2. 証券化手法の活用により、当行からの借入の形態をとりながらも、実質的には市場からの資金調達を行うことが可能となります。
3. 証券化を通じた資金調達は、御社のステータス向上と金融環境変化に強い調達ルートの構築に繋がります。



中小企業者のみなさまのメリット

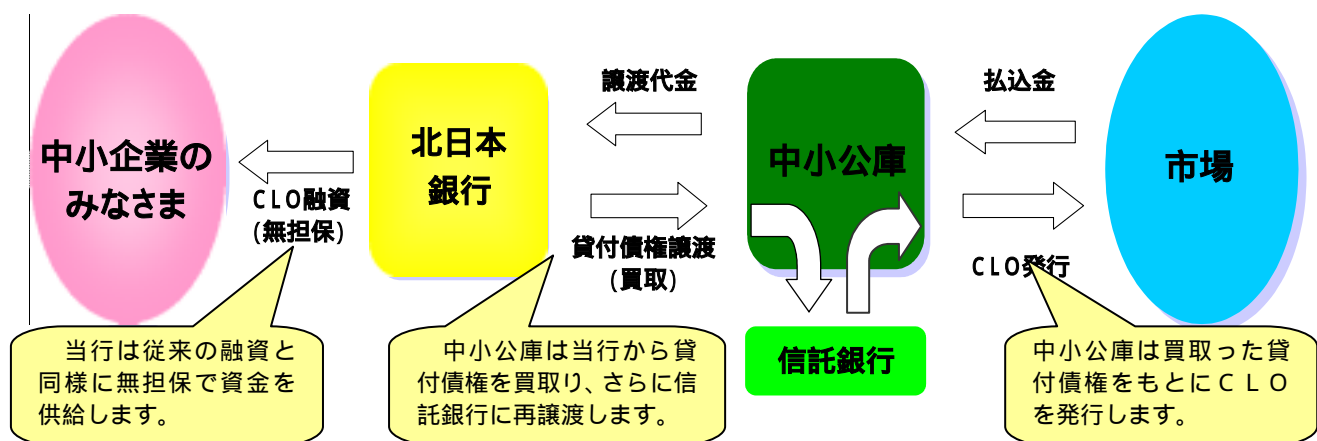
- 無担保・第三者保証人不要です。
無担保による長期の資金を確保できます。保証協会の保証不要で保証料負担もありません。
- 資金調達チャネルの多様化を図れます。
金融機関の借入の形態をとりながらも市場からの資金調達となりますので、調達パイプの多様化に繋がります。
- CLO融資に参加されることは、優良企業の証しです。
市場型間接金融利用企業としてのPR効果・高いステータスが得られます。
- ご返済は、当行窓口を通じて行っていただけます。
当行との取引関係は、通常の借入と変わりません。
- 中小公庫からの借入枠とは別枠でのご利用となります。
形式上、中小公庫に債権譲渡が一旦されますが、公庫借入ではありません。借入残高証明書も当行から発行いたします。

CLO融資の仕組み

- 中小企業のみなさまに対して、当行が新規に実行する無担保融資(CLO融資)を、中小公庫が一旦買取り、証券化します。

【本CLO融資の仕組み】

(CLOとは、ローン担保証券の略称です)



CLO 融資のご相談・申込窓口は、北日本銀行本支店となります。

CLO融資の参加条件・融資条件

取扱期間		平成17年9月1日～平成17年11月2日
参加条件	青色申告者であり、法人税・社会保険料に未納がないこと。	
	業歴3年以上であること。	
	債務超過でないこと。	
	直近決算で経常利益及び、当期利益を計上していること。	
	数値基準の判定は、当行の財務判断基準により行いますので、必ずしも決算書に記載されている数値で判断するとは限りません。上記数値基準を満たしたうえで、 通常の融資と同様に当行の審査をお受け頂きます 。審査結果によっては、ご融資できない場合があることをご了承ください。	
融資条件	(1) 資金用途	設備資金・運転資金（旧債振替は不可）
	(2) 融資金額	10百万円～50百万円(100万円単位)、但し申込額の月商倍率が1.2倍以内
	(3) 融資利率	固定金利（詳しくは窓口にお問合せください）
	(4) 資金供給日	平成17年12月下旬（予定）
	(5) 期間／返済方法	3年／3ヶ月毎元金均等返済（償還回数12回）
	(6) 担保／保証人	第三者保証なし(代表者のみ)
	(7) 証券化費用	ご融資金額の1.0%程度（予定）
	(8) その他	期限前返済、中途解約、条件変更は不可
【備考】 融資利率は貸出時点の市場金利を勘案し最終決定します。		

ご留意頂きたい事項（CLO特有の制約）

- **中途解約（借入撤回）の禁止**
金銭消費貸借契約締結後は、借入実行前でも原則として解約（借入撤回）や借入金額の変更はできません。やむを得ない事情により当行が承諾した場合も、証券化費用相当額の他、予定利息全額を違約金としてお支払い頂きます。
- **期限前弁済や条件変更の禁止**
借入実行後は、原則、期限前弁済や条件変更はできません。やむを得ず中小公庫が期限前弁済を承諾した場合も、経過利息及び残存期間に対応する予定利息額の全額を期限前弁済手数料としてお支払い頂きます。
- **情報開示（個人情報を含む）**
CLOの組成や検討等を目的に、中小公庫、格付会社、信託銀行など必要最小限の証券化関係者に対して、財務情報や代表者名等の個人情報などが開示されます。但し、公開情報とはなりません。
- **組成の中止及び貸付応諾の撤回**
参加企業が一定数に満たない場合、または今後の金融環境等の変化により、組成が中止され、貸付応諾を撤回することがあります。また、申込書提出後、参加企業の虚偽の報告が判明した場合には、当行が貸付応諾を撤回することがあります。なお、その際には、証券化費用相当額の他、予定利息額全額を違約金として、お支払い頂きます。

ご準備して頂く書類、契約書

- **ご相談時に必要となる主な書類**（下記以外に、必要に応じ納税証明書、試算表等をお願いすることがあります）
 - ・ CLO参加申込書：（所定様式）
 - ・ 決算書：直近2期分（借入明細及び税務申告書(所定部分)を含む。）
 - ・ 商業登記簿謄本：現時点と同一内容であればコピーで可
 - ・ 日本税理士会連合会の中小会社会計基準チェックリスト(新規取引の場合)
（顧問税理士にご相談下さい。無料で作成されます。） など
- **契約等に必要書類**（ご不明な点等があれば、担当者にご相談下さい）
 - ・ 金銭消費貸借契約証書（証券化専用の所定様式）
 - ・ 商業登記簿謄本（金消契約日から3ヶ月以内に発行されたもの）
 - ・ 印鑑証明書（金消契約日から3ヶ月以内に発行されたもの）
 - ・ 追加約定書（証券化専用の所定様式） など